

漁船漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領

18水管第4221号
平成19年3月30日
水産庁長官通知
一部改正
20水管第1163号
平成20年8月11日

第1 趣 旨

この事業は、漁船の更新が進まず生産体制が脆弱化した漁船漁業について緊急に構造改革をすすめ、将来にわたり水産物の安定供給を担う経営体を育成するため、中央及び地域に官民連携による漁船漁業改革推進集中プロジェクトを立ち上げ、収益性重視への経営体へ転換するための改革計画の策定及びその認定を行うものである。

また、燃油価格の高騰に対応するため、燃油使用量の少ない操業形態へ転換するための省エネ型操業転換計画の策定及び認定を行うものである。

第2 中央プロジェクト本部運営事業

1 中央プロジェクト本部の設置

漁船漁業構造改革総合対策事業実施要綱（平成19年3月29日付け18水管第4158号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第3の1の（1）のアの中央プロジェクト本部の設置は、以下に定めるところによる。

（1）組織

ア 中央協議会

（ア）中央協議会の委員は生産、流通、造船、経営等の幅広い分野から選任するものとし、特定分野に偏らないよう組織するものとする。

（イ）中央協議会に会長一人を置き、委員の互選によってこれを定めるものとする。

（ウ）会長は、中央協議会の会務を総理するものとする。

（エ）中央協議会には、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合における会長の職務を代理する者を定めておかなければならないものとする。

（オ）委員の任期は3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（カ）委員は、再任されることが出来るものとする。

（キ）委員が破産の宣告を受け、又は禁固以上の刑に処せられたときは、解任されるものとする。

（ク）委員が心身の故障のため職務の執行ができないとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があるときは、解任される。

（ケ）中央協議会には、専門的な事項を処理するための専門部会を設置できるものとする。

イ 事務局

事業主体は、漁船漁業構造改革総合対策事業の適切かつ円滑な運営のため

め、専属の事務局を設置するものとする。

(2) 手続き等

ア 事業主体は、中央プロジェクト本部を設置しようとするときは、別紙様式例1を参考に中央プロジェクト本部設置要綱を作成の上、別紙様式第1号により水産庁長官に申請し、その承認を受けるものとする。

イ 中央プロジェクト本部設置要綱には、少なくとも以下の事項を定めるものとする。

(ア) 中央協議会の組織、職務及び運営

(イ) 事務局の組織及び職務

(ウ) 中央協議会委員名簿及び事務局員責任者の氏名

ウ 事業主体は、水産庁長官の承認を受けた中央プロジェクト本部設置要綱を変更しようとする場合には、アに準じて処理するものとする。

エ 事業主体は、別紙様式第2号により、年度ごとに中央プロジェクト本部運営事業の実施計画を作成の上、水産庁長官に申請し、その承認を受けるものとする。

オ 事業主体は、エの承認を受けた実施計画の上半期の実施状況について、別紙様式第3号により、毎年10月31日までに水産庁長官に報告するものとする。

カ 水産庁長官は、必要と認めるときは、事業主体に対し、中央プロジェクト本部の運営の改善に必要な措置を講ずるよう指示するものとする。

キ 水産庁長官は、カによる指示にもかかわらず、中央プロジェクト本部の運営が改善されない場合には、アの承認を取り消すことができるものとする。

2 改革計画の認定

実施要綱第3の1の(1)のイの認定手続きは、以下に定めるところによる。

(1) 事業主体は、第3の3の(2)の改革計画書の提出があったときは、速やかに中央協議会にこれを諮るものとする。

(2) 中央協議会が、当該改革計画について実施要綱第3の1の(1)のイの基準を満たすものと認めて認定を行おうとするときは、事業主体は別紙様式第4号により水産庁長官に協議するものとする。

(3) 事業主体は、水産庁長官から当該改革計画を認定することについて異存がない旨の通知を受けたときは、改革計画の申請者に対して別紙様式第5号により当該改革計画が認定されたことを通知するものとする。

また、水産庁長官から当該改革計画について変更の指示があった時は、再度中央協議会に諮るものとする。

(4) 認定改革計画についての変更の申請があったときは、(1)から(3)に準じて処理するものとする。

(5) 事業主体は、認定改革計画の実施状況について定期的に調査を行い、進捗が著しく遅れている場合又は実施内容に計画と齟齬がある場合には、改善を命令することとし、改善がされない場合には、水産庁長官に協議の上、認定改革計画を取り消すものとする。

3 地域プロジェクトに対する指導・助言等

実施要綱第3の1の(1)のウの指導・助言等は、以下に定めるところによる。

(1) 事業主体は、地域プロジェクト運営事業に取り組もうとする地域・グルー

プを支援するため、相談窓口を設けるとともに、主要漁業地域での説明会等を行うものとする。

- (2) 事業主体は、地域プロジェクト運営者の要請に基づき、改革計画の策定・実施及び地域プロジェクトの活動の促進のため、専門家の派遣、消費流通動向等の調査・研究及び漁船や供給システムの設計等の支援を行うことができるものとする。
- (3) 事業主体は、(1) 及び (2) を行うにあたり、予めその事務手続き等に関する規定を作成し、別紙様式第6号により水産庁長官の承認を受けるものとする。

4 実施結果報告

事業主体は、別紙様式第7号によりこの事業実施結果について、毎事業年度終了後60日以内に水産庁長官あてに提出するものとする。

第3 地域プロジェクト運営事業

1 助成金の交付

実施要綱第3の1の(2)の助成金の交付手続きは、以下に定めるところによる。

- (1) 地域プロジェクト運営者は、2の(2)のエにより地域プロジェクト運営事業の実実施計画の承認を受けた場合には、速やかに事業主体に対して別紙様式第8号により助成金の交付申請を行い、その了承を得るものとする。
- (2) 事業主体は、地域プロジェクト運営者から助成金の交付申請があった場合には、その内容を確認し、妥当と認めるときは、当該地域プロジェクト運営者に対して別紙様式第9号により当該助成金交付を決定する旨の通知を行うものとする。
- (3) 地域プロジェクト運営者は、経済的な都合等により概算払いにより助成金の交付を受けようとする場合には、別紙様式第10号により概算払請求書により請求するものとする。
- (4) 事業主体は、概算払請求書の提出があった場合には、これに基づき助成金を交付することができるものとする。
- (5) 地域プロジェクト運営者は、事業終了後、別紙様式第11号の精算払請求書に2の(2)のカの事業実施結果報告書を添付して事業主体に助成金の交付を請求するものとする。
- (6) 事業主体は、事業実施結果報告書の内容を審査し、適切と認められたときは、助成金の額を確定し、別紙様式第12号により地域プロジェクト運営者に通知するとともに、助成金を交付するものとする。
- (7) 地域プロジェクト運営者は、受け取った助成金について適切に管理するものとする。
- (8) 事業主体は、地域プロジェクト運営者に交付した助成金が適切に使用されているか確認するため、定期的に地域プロジェクト運営者に対して監査を行うものとする。また、水産庁長官は、監査の状況及びその結果の報告を求めることができるものとする。

2 地域プロジェクトの設置

実施要綱第3の1の(2)のアの地域プロジェクトの設置については、以下に定めるところによる。

- (1) 組織

ア 地域協議会

- (ア) 地域協議会に会長一人を置き、委員の互選によってこれを決めるものとする。
- (イ) 会長は、地域協議会の会務を総理するものとする。
- (ウ) 地域協議会には、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合における会長の職務を代理する者を定めておかなければならないものとする。
- (エ) 委員の任期は3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (オ) 委員は、再任されることができるとする。
- (カ) 委員が破産の宣告を受け、又は禁固以上の刑に処せられたときは、解任されるものとする。
- (キ) 委員が心身の故障のため職務の執行ができないとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があるときは、解任されるものとする。
- (ク) 地域協議会には、その円滑な運営のため、課題ごと、漁業種類ごと又は地域ごとの部会を設置することができるものとする。

イ 中小漁業経営支援協議会

実施要綱第3の1の(2)のオの中小漁業経営支援協議会の設置については、中小漁業経営支援協議会について(平成19年3月30日付け18水管第4222号)に定めるところによるものとする。

(2) 手続き等

- ア 地域プロジェクト運営者は、地域プロジェクトを設置しようとするときは、別紙様式例2を参考に地域プロジェクト設置要綱を作成の上、別紙様式第13号により水産庁長官に申請し、その承認を受けるものとする。
- イ 地域プロジェクト設置要綱には、少なくとも以下の事項を定めるものとする。
 - a 地域協議会の組織、職務及び運営
 - b 事務局の組織及び職務
 - c 地域協議会の委員及び事務局員責任者の氏名
- ウ 地域プロジェクト運営者は、水産庁長官の承認を受けた地域プロジェクト設置要綱を変更しようとする場合には、アに準じて処理するものとする。
- エ 地域プロジェクト運営者は、別紙様式第14号により、毎年の地域プロジェクト運営事業の実施計画を作成の上、水産庁長官に申請し、その承認を受けるものとする。
- オ 地域プロジェクト運営者は、エの承認を受けた実施計画の上半期の実施状況について、別紙様式第15号により、10月31日までに水産庁長官に報告するものとする。なお、当該年度の水産庁長官の承認が8月1日以降だった場合には、省略できるものとする。
- カ 地域プロジェクト運営者は、別紙様式第16号により事業実施結果報告書を作成し、毎年事業終了後30日以内に水産庁長官に提出するものとする。
- キ 水産庁長官は、必要と認めるときは、地域プロジェクト運営者に対し、地域プロジェクトの運営の改善に必要な措置を講ずるよう指示するものとする。

ク 水産庁長官は、キによる指示にもかかわらず、地域プロジェクトの運営が改善されない場合には、ア又はエの承認を取り消すことができるものとする。

ケ ア及びウからカまでの申請は、事業主体を経由して提出するものとする。

3 改革計画の作成

実施要綱第3の1の(2)のウの改革計画の作成は、以下に定めるところによる。

(1) 改革計画は別添によるものとする。

(2) 地域プロジェクト運営者は、策定した改革計画の認定を受けようとする場合には、別紙様式第17号に(1)の改革計画書を添付して中央協議会に提出するものとする。

(3) 地域プロジェクト運営者は、認定改革計画を変更しようとする場合には、別紙様式18号に変更後の改革計画書を添付して中央協議会に提出し、その認定を受けなければならない。

(4) 改革計画は、2の(1)のアの(ク)により設けた部会ごとに作成することができるものとする。

4 助成金交付実績報告

事業主体は、別紙様式19号により、地域プロジェクト運営者に対して交付した助成金の実績を、毎事業年度終了後60日以内に水産庁長官あてに提出するものとする。

第4 省燃油操業実証事業運営事業

1 省エネ型操業転換計画認定事業

(1) 助成金の交付

実施要綱第3の1の(3)のアの助成金の交付手続きは、以下に定めるところによる。

ア 補助事業者は、(2)のエにより省エネ型操業転換計画認定事業の実施計画の認定を受けた場合には、速やかに事業主体に対して別紙様式第23号により助成金の交付申請を行うものとする。

イ 事業主体は、補助事業者から助成金の交付申請があった場合には、その内容を確認し、妥当と認めるときは、当該補助事業者に対して別紙様式第24号により当該助成金交付を決定する旨の通知を行うものとする。

ウ 補助事業者は、経済的な都合等により概算払いにより助成金の交付を受けようとする場合には、別紙様式第25号により概算払を請求するものとする。

エ 事業主体は、概算払請求書の提出があった場合には、これに基づき助成金を交付することができるものとする。

オ 補助事業者は、事業終了後、別紙様式第26号の精算払請求書に(5)の事業実施結果報告書を添付して事業主体に提出し、助成金の交付を請求するものとする。

カ 事業主体は、事業実施報告書の内容を審査し、適切と認められたときは、助成金の額を確定し、別紙様式第27号により補助事業者に通知するとともに、助成金を交付するものとする。

キ 補助事業者は、受け取った助成金について適切に管理するものとする。

ク 事業主体は、補助事業者に交付した助成金が適切に使用されているか確

認するため、補助事業者に対して監査を行い、その結果を水産庁長官に報告するものとする。

(2) 計画認定委員会の設置

実施要綱第3の1の(3)のアの(ア)の計画認定委員会の設置については、以下に定めるところによる。

ア 補助事業者は、計画認定委員会を設置しようとするときは、計画認定委員会設置要綱を作成の上、別記様式第20号により、事業主体を經由して水産庁長官に申請し、その承認を受けるものとする。

イ 計画認定委員会設置要綱には、少なくとも以下の事項を定めるものとする。

(ア) 計画認定委員会の組織、職務及び運営

(イ) 事務局の組織及び職務

(ウ) 計画認定委員会委員名簿及び事務局員責任者の氏名

ウ 補助事業者は、水産庁長官の承認を受けた計画認定委員会設置要綱を変更しようとする場合には、アに準じて処理するものとする。

エ 補助事業者は、別記様式第21号により、年度ごとに省エネ型操業転換計画認定事業の実施計画を作成の上、事業主体に申請し、その認定を受けるものとする。

オ 補助事業者は、エの認定を受けた実施計画を変更する場合には、エに準じて処理するものとする。

カ 事業主体は、エ又はオに基づき認定を行った場合には、速やかに水産庁長官に報告するものとする。

(3) 省エネ型操業転換計画の認定

実施要綱第3の1の(3)のアの(ア)の認定手続きは、以下に定めるところによる。

ア 計画認定委員会は、省エネ型操業転換計画の認定の申請があった場合には、その内容を審査し、次の(ア)から(エ)の要件がすべて満たされていると認められるときは、これを認定する。

(ア) 漁業者のグループによる取組であること

(イ) 地域に同一の漁業を営む漁船数が少ない等特段の事情のある場合を除き、5隻以上の漁船が計画に参加すること

(ウ) 単に休漁するのみではなく、新たな操業形態へ移行することにより、漁業の用に供する燃油（以下「漁業用燃油」という。）の使用量の10%以上の削減が見込まれること

(エ) 漁業用燃油の使用量削減の取組を継続することが、関係者間の協定等により担保されていること

イ 計画認定委員会は、認定された省エネ型操業転換計画（以下「認定計画」という。）について変更の申請があったときは、アに準じて処理するものとする。

ウ 計画認定委員会が、省エネ型操業転換計画についてアに基づき認定を行ったときは、補助事業者は、申請者に対して当該計画が認定されたことを通知するとともに、速やかに事業主体及び水産庁長官に報告するものとする。

エ 計画認定委員会が、認定計画についてイに基づき変更の認定を行ったときは、ウに準じて処理するものとする。

オ 補助事業者は、認定計画の実施状況について調査を行い、実施内容に計画と齟齬がある場合には、改善を命令することとし、改善がされない場合には、事業実施主体及び水産庁長官と協議の上、当該計画の認定を取り消すものとする。

(4) 省エネ型操業転換計画策定に対する指導・助言等

実施要綱第3の1の(3)のアの(イ)の指導・助言等は、以下に定めるところによる。

ア 補助事業者は、省エネ型操業転換計画を策定して漁船の燃油消費量の削減に取り組もうとする地域・グループを支援するため、相談窓口を設けるとともに、地域における説明会の開催等を行うことができる。

イ 補助事業者は、協議会運営者の要請に基づき、省エネ型操業転換計画の策定及び実施のため、専門家の派遣等の支援を行うことができる。

(5) 事業実施の報告

補助事業者は、別紙様式第22号によりこの事業実施結果について、毎事業年度終了後60日以内に事業主体に提出するほか、事業主体を経由して水産庁長官あてに提出するものとする。

2 計画策定等支援事業

(1) 助成金の交付

実施要綱第3の1の(3)のイの助成金の交付手続きは、以下に定めるところによる。

ア 補助事業者は、別記様式第28号により、年度ごとに計画策定等支援事業の実施計画を作成の上、事業主体に申請し、その認定を受けるものとする。

イ 補助事業者は、アの認定を受けた実施計画を変更する場合には、アに準じて処理するものとする。

ウ 事業主体はア又はイに基づき認定を行った場合には、速やかに水産庁長官に報告するものとする。

エ 補助事業者は、アにより計画策定等支援事業の実施計画の認定を受けた場合には、速やかに事業主体に対して別紙様式第30号により助成金の交付申請を行うものとする。

オ 事業主体は、補助事業者から助成金の交付申請があった場合には、その内容を確認し、妥当と認めるときは、当該補助事業者に対して別紙様式第31号により当該助成金交付を決定する旨の通知を行うものとする。

カ 補助事業者は、経済的な都合等により概算払いにより助成金の交付を受けようとする場合には、別紙様式第32号により概算払を請求するものとする。

キ 事業主体は、概算払請求書の提出があった場合には、これに基づき助成金を交付することができるものとする。

ク 補助事業者は、事業終了後、別紙様式第33号の精算払請求書に(4)の事業実施結果報告書及び(2)のオの規定により協議会運営者から提出された事業実施報告書の写しを添付して事業主体に提出し、助成金の交付を請求するものとする。

ケ 事業主体は、事業実施報告書の内容を審査し、適切と認められたときは、助成金の額を確定し、別紙様式第34号により補助事業者に通知するとともに、助成金を交付するものとする。

- コ 協議会運営者は、受け取った助成金について適切に管理するものとする。
- サ 補助事業者は、協議会運営者に交付した助成金が適切に使用されているか確認するため、協議会運営者に対して監査を行い、その結果を水産庁長官に報告するものとする。

(2) 協議会の設置

実施要綱第3の1の(3)のイの(ア)の協議会の設置については、以下に定めるところによる。

ア 協議会には、その円滑な運営のため、漁業種類ごと又は地域ごとの部会を設置することができる。

イ 協議会運営者は、協議会を設置しようとするときは、補助事業者の承認を受けるものとする。

ただし、協議会に係る助成金を必要としない場合には、当該承認申請と(3)のアの申請を同時に行うことができるものとする。

ウ 補助事業者は、イの承認を行ったときは、速やかに事業実施主体及び水産庁長官に報告するものとする。

エ 協議会運営者は、年度ごとに実施要綱第3の1の(3)のイの(ア)から(ウ)に掲げる事業の実施計画を作成の上、補助事業者に申請し、その承認を受けるものとする。

オ 協議会運営者は、事業実施報告書を作成し、毎事業年度終了後30日以内に補助事業者に提出するものとする。

(3) 省エネ型操業転換計画の策定

実施要綱第3の1の(3)のイの(イ)の省エネ型操業転換計画の策定については、以下に定めるところによる。

ア 協議会運営者は、協議会において次に掲げる事項を記載した省エネ型操業転換計画を策定し、これを補助事業者に提出し、1の(3)のアの認定を受けるものとする。

(ア) 地域及び漁業の概要

(イ) 燃油経費の実情及び問題点

(ウ) 計画に参加する漁業者

(エ) 漁船の燃油消費量削減のための取組の具体的内容

(オ) エによる効果及びその根拠

イ 協議会運営者は、認定計画を変更しようとする場合には、変更後の省エネ型操業転換計画書を補助事業者に提出し、計画認定委員会の認定を受けなければならない。

ウ 省エネ型操業転換計画は(2)のアにより設けた部会ごとに作成することができるものとする。

(4) 事業実施の報告

補助事業者は、別紙様式第29号によりこの事業実施結果について、(2)のオの規定により協議会運営者から提出された事業実施報告書の写しを添付して、毎事業年度終了後60日以内に事業主体に提出するほか、事業主体を経由して水産庁長官あてに提出するものとする。

第5 守秘義務

事業主体、補助事業者、地域プロジェクト運営者及び協議会運営者の役職員、中央協議会、地域協議会、計画認定委員会及び協議会の委員、事務局員又はその

職にあった者は、本事業の実施に当たり、漁業者、金融機関等から入手した本事業に参加する漁業者に係る財務資料等の情報を厳格に管理するとともに、その職務上知ることができた情報を漏らし、又は盗用してはならないものとする。

附則 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

【様式第1号】

中央プロジェクト本部設置申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

今般、漁船漁業の構造改革を推進するため、別紙のとおり中央プロジェクト本部設置要綱を定め、これに基づき漁船漁業改革推進集中プロジェクト中央本部を設置したので、漁船漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成19年3月30日付け18水管第4221号水産庁長官通知）第2の1の（2）のアの規定に基づき、承認を申請します。

【様式第2号】

中央プロジェクト本部運営事業実施計画承認申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年度の中央プロジェクト本部運営事業の実施計画を下記のとおり策定したので、漁船漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成19年3月30日付け18水管第4221号水産庁長官通知）第2の1の（2）のエの規定に基づき、承認を申請します。

記

1. 事業の必要性及び平成 年度の事業方針

2. 中央協議会開催計画

開催時期	協議内容	備考

3. 経費の配分計画

経費区分	事業費	備考
合 計		

4. その他

【様式第3号】

中央プロジェクト本部運営事業上半期状況報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年度中央プロジェクト本部運営事業について、下記のとおり上半期の状況報告をとりまとめたので、漁船漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成19年3月30日付け18水管第4221号水産庁長官通知）第2の1の（2）のオに基づき提出する。

記

1. 実施状況

(1) 概要

(2) 中央協議会開催実績

開催時期	協議内容	備考

(3) 地域プロジェクトへの指導・助言等の支援状況

(4) 経費の使用状況

経費区分	事業費	備考
合計		

(5) その他

2. 今後の予定

(1) 概要

(2) 中央協議会開催予定

開催時期	協議内容	備考

(3) 地域プロジェクトへの指導・助言等の支援状況

(4) 経費の予定見込額

経費区分	事業費	備考
合計		

(5) その他

【様式第4号】

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

〇〇地域プロジェクト改革計画の認定に係る協議について

平成 年 月 日付けで下記の地域プロジェクト運営者から別添（写し）のとおり改革計画の認定申請があり、平成 年 月 日の中央協議会においてこの計画の内容について審査した結果、当該改革計画を漁船漁業構造改革総合対事業実施要綱（平成19年3月29日付け18水管第4158号農林水産事務次官依命通知）第3の1の（1）のイの認定をすることが妥当であるとされたことから、当該地域プロジェクト運営者に対し、別紙の認定書を交付したく、漁船漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成19年3月30日付け18水管第4221号水産庁長官通知）第2の2の（2）の規定により協議します。

※地域プロジェクト運営者から提出された計画書及び認定書（案）を添付すること。

~~~~~  
**【様式第5号】**

番 号  
年 月 日

地域プロジェクト運営者の  
名称及び代表者の氏名 殿

事業主体の住所  
名称及び代表者の氏名 印

〇〇地域プロジェクト改革計画の認定について

平成 年 月 日付け 番号 で貴殿から申請のあった改革計画については、平成 年 月 日に開催された中央協議会の審査の結果、漁船漁業構造改革総合対策事業実施要綱（平成19年3月29日付け18水管第4158号農林水産事務次官依命通知）第3の1の（1）のイの認定をすることとされ、別紙認定書が発給されたので通知する。

※認定書を添付のこと。

【様式第6号】

番 号  
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所  
名称及び代表者の氏名 印

地域プロジェクトに対する支援要領の制定に関する承認申請書

漁船漁業構造改革総合対策事業実施要綱（平成19年3月29日付け18水管第4158号農林水産事務次官依命通知）第3の1の（1）のウに基づいて（事業主体）が行う地域プロジェクトに対する指導・助言等の支援について、別紙のとおり地域プロジェクトに対する支援要領を作成したので、漁船漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成19年3月30日付け18水管第4221号水産庁長官通知）第2の3の（3）に基づき、承認を申請します。

【様式第7号】

中央プロジェクト本部運営事業実施結果報告書

番 号  
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所  
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付けで承認のあった平成 年度の中央プロジェクト本部運営事業について、下記のとおり実施したので、漁船漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領(平成19年3月30日付け18水管第4221号水産庁長官通知)第2の4の規定に基づき事業の結果を報告します。

記

1. 事業の実施概要

2. 中央協議会開催実績

| 開催時期 | 協議内容 | 備考 |
|------|------|----|
|      |      |    |
|      |      |    |
|      |      |    |
|      |      |    |

3. 地域プロジェクトへの指導・助言等の支援実績

4. 経費の配分実績

| 経費区分 | 事業費 | 備考 |
|------|-----|----|
| 合 計  |     |    |

5. その他

【様式第8号】

〇〇地域プロジェクト運営事業助成金交付申請書

番 号  
年 月 日

事業主体の名称  
及び代表者の氏名 殿

住 所  
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け 水管第 号で水産庁長官から承認のあった本組合（会）  
が行う〇〇地域プロジェクト運営事業に係る助成金について、漁船漁業改革推進集中  
プロジェクト運営事業実施要領（平成19年3月30日付け18水管第4221号水  
産庁長官通知）第3の1の（1）に基づき下記のとおり交付を申請します。

記

1. 助成金の額

| 項 目 | 必要な助成金の額 | 概算払い | 備 考 |
|-----|----------|------|-----|
| 合 計 | 円        | 有・無  |     |

※ 概算払い有りに○をした場合には、備考欄に予定時期と理由を項目毎に記載すること。

2. 振込先



【様式第9号】

地域プロジェクト運営事業助成金交付決定通知書

番 号  
年 月 日

地域プロジェクト運営者の  
名称及び代表者の氏名 殿

事業主体の住所  
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け（ 番 号 ）で申請のあった貴組合（会）が行う〇〇地域プロジェクト運営事業に係る助成金について、申請のとおり交付することを了承したので、漁船漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成19年3月30日付け18水管第4221号水産庁長官通知）第3の1の（2）に基づき通知します。

【様式10号】

平成 年度〇〇地域プロジェクト運営事業概算払請求書

番 号  
年 月 日

事業主体の名称  
及び代表者の氏名 殿

住 所  
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け（ 番号 ）で通知のあった交付決定通知書に基づき、下記のとおり概算払いにより支払いされたく、漁船漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成19年3月30日付け18水管第4221号水産庁長官通知）第3の1の（3）に基づき請求します。

記

（単位：円）

| 項 目 | 交付決定額<br>(a) | 既受領額<br>(b) | 今回請求額<br>(c) | 残額<br>a-(b+c) | 備考 |
|-----|--------------|-------------|--------------|---------------|----|
| 合 計 |              |             |              |               |    |

【別紙様式11号】

平成 年度〇〇地域プロジェクト運営事業精算払請求書

番 号  
年 月 日

事業主体の名称  
及び代表者の氏名 殿

住 所  
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け 水管第 号で水産庁長官から承認のあった本組合（会）が行った平成 年度の地域プロジェクト運営事業について、別紙のとおり水産庁長官に実施結果を報告したので、漁船漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成19年3月30日付け18水管第4221号水産庁長官通知）第3の1の（5）に基づき精算額として金 円を請求します。

記

（単位：円）

| 項 目 | 交付決定額<br>(a) | 既受領額<br>(b) | 今回請求額<br>(c) | 不要額<br>a-(b+c) | 備考 |
|-----|--------------|-------------|--------------|----------------|----|
| 合 計 |              |             |              |                |    |

【様式第12号】

平成 年度〇〇地域プロジェクト運営事業の助成金の額の確定通知

番 号  
年 月 日

地域プロジェクト運営者の  
名称及び代表者の氏名 殿

事業主体の住所  
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付けで貴組合（会）から提出のあった平成 年度〇〇地域プロジェクト運営事業精算払請求書の内容を確認した結果、平成 年度〇〇地域プロジェクト運営事業の助成金の額は金 円に確定したので通知する。  
なお、精算額として、金 円を別途支払ったので併せて通知する。

~~~~~  
【様式第13号】

地域プロジェクト設置申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿
(事業主体経由)

住 所
名称及び代表者の氏名 印

今般、漁船漁業の構造改革を推進するため、別紙のとおり〇〇地域プロジェクト設置要綱を定め、これに基づき〇〇地域の漁船漁業改革推進集中プロジェクトを設置したいので、漁船漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成19年3月30日付け18水管第4221号水産庁長官通知）第3の2の（2）のアの規定に基づき、承認を申請します。

【様式第14号】

〇〇地域プロジェクト運営事業実施計画承認申請書

番 年 月 日 号

水産庁長官 殿
(事業主体 経由)

住所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年度の地域プロジェクト運営事業の実施計画を下記のとおり策定したの
で、漁船漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領(平成19年3月30日付
け18水管第4221号水産庁長官通知)第3の2の(2)のエの規定に基づき、承
認を申請します。

記

1. 事業の必要性及び平成 年度の事業方針
2. プロジェクトの対象予定としている漁業種類
3. プロジェクトの対象予定としている地域又はグループの範囲
4. 改革計画の認定を受けようとする時期：
5. 地域協議会開催計画

開催時期	協議内容	備考

6. 調査研究に関する事項
7. 中小漁業経営支援協議会に関する事項：別紙のとおり
(注：中小漁業経営支援協議会を開催しない場合、又は同時に申請しない場合は記入不要。
7以降の番号は繰り上げて記載)
8. 経費の配分

経費区分	事業費	備考
合 計		

9. その他

【様式第15号】

〇〇地域プロジェクト運営事業上半期状況報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿
(事業主体経由)

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年度〇〇地域プロジェクト運営事業について、下記のとおり上半期の状況報告をとりまとめたので、漁船漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成19年3月30日付け18水管第4221号水産庁長官通知）第3の2の（2）のオに基づき提出する。

記

1. 実施状況

(1) 概要

(2) 地域協議会開催実績

開催時期	協議内容	備 考

(3) 調査研究の状況

(4) 経費の使用状況

経費区分	事業費	備 考
合 計		

(5) その他

2. 今後の予定

(1) 概要

(2) 地域協議会開催予定

開催時期	協議内容	備 考

(3) 調査研究の予定

(4) 経費の予定見込額

経費区分	事業費	備 考
合 計		

(5) その他

【様式第16号】

〇〇地域プロジェクト運営事業実施結果報告書

番 年 月 日 号

水産庁長官 殿
(事業主体 経由)

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付けで承認のあった平成 年度の〇〇地域プロジェクト運営事業について、下記のとおり実施したので、漁船漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領(平成19年3月30日付け18水管第4221号水産庁長官通知)第3の2の(2)の力の規定に基づき事業の結果を報告します。

記

1. 事業の実施概要
2. プロジェクトの対象とした漁業種類
3. プロジェクトの対象とした地域又はグループの範囲
4. 当該期間における改革計画の認定の有無：※有りの場合は認定年月日も記入
5. 地域協議会開催実績

開催年月日	協議内容	備 考

6. 調査研究に関する事項
7. 中小漁業経営支援協議会に関する事項：別紙のとおり
(注：中小漁業経営支援協議会を開催しない場合、又は同時に申請しない場合は記入不要。
7以降の番号は繰り上げて記載)

8. 経費の配分

経費区分	事業費	備 考
合 計		

9. その他

【様式第17号】

番 年 月 号 日

事業主体の名称
及び代表者の氏名 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

〇〇地域プロジェクト改革計画の認定申請書

このことについて、別紙改革計画書のとおり〇〇地域プロジェクトにおける改革計画を策定したので、漁船漁業構造改革総合対事業実施要綱（平成19年3月29日付け18水管第4158号農林水産事務次官依命通知）第3の1の（1）のイの認定を受けたく、漁船漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成19年3月30日付け18水管第4221号水産庁長官通知）第3の3の（2）の規定により提出します。

【様式第18号】

番 年 月 号 日

事業主体の名称
及び代表者の氏名 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

〇〇地域プロジェクト改革計画の変更申請書

このことについて、平成 年 月 日付け（ 番号 ）で認定された当該地域の改革計画について、（理由を簡単に記載）のため内容の一部を変更したく、別紙のとおり変更後の改革計画書を作成したので、漁船漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成19年3月30日付け18水管第4221号水産庁長官通知）第3の3の（3）の規定により提出します。

【様式第19号】

平成 年度地域プロジェクト運営事業に対する助成金交付実績報告書

番 年 月 号 日

水産庁長官 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年度の地域プロジェクト運営事業に対する助成金交付実績を下記のとおりと
りまとめたので報告します。

記

（単位：円）

地域プロジェクト 運営者名	交付決定		概算払い		助成金確定額
	金 額	年月日	金 額	年月日	
合 計 額					

【様式第20号】

計画認定委員会設置申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

補助事業者

住 所

名称及び代表者の氏名 印

今般、別紙のとおり計画認定委員会設置要綱を定め、これに基づき計画認定委員会を設置したいので、漁船漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成19年3月30日付け18水管第4221号水産庁長官通知）第4の1の（2）のアの規定に基づき、承認を申請します。

【様式第 2 1 号】

省エネ型操業転換計画認定事業実施計画認定申請書

番 号
年 月 日

事業主体の名称
及び代表者の氏名 殿

補助事業者
住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年度の省エネ型操業転換計画認定事業の実施計画を下記のとおり策定したので、漁船漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成19年3月30日付け18水管第4221号水産庁長官通知）第4の1の（2）のエの規定に基づき、認定を申請します。

記

1. 目的及び概要

2. 計画認定委員会開催計画

開催時期	協議内容	備 考

3. 経費の配分計画

経費区分	事業費	備 考
合 計		

4. その他

【様式第 2 2 号】

省エネ型操業転換計画認定事業実施結果報告書

番 号
年 月 日

事業主体の名称
及び代表者の氏名 殿
水産庁長官 殿
(事業主体 経由)

補助事業者
住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付けで認定のあった平成 年度の省エネ型操業転換計画認定事業について、下記のとおり実施したので、漁船漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成19年3月30日付け18水管第4221号水産庁長官通知）第4の1の（5）の規定に基づき報告します。

記

1. 事業の実施概要
2. 計画認定委員会開催実績

開催時期	協議内容	備 考

3. 計画策定に対する指導・助言等の支援実績

4. 経費の配分計画

経費区分	事業費	備 考
合 計		

5. その他

【様式第23号】

省エネ型操業転換計画認定事業助成金交付申請書

番 号
年 月 日

事業主体の名称
及び代表者の氏名 殿

補助事業者
住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付けで認定のあった本組合（会）が行う省エネ型操業転換計画認定事業に係る助成金について、漁船漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成19年3月30日付け18水管第4221号水産庁長官通知）第4の1の（1）のアに基づき下記のとおり交付を申請します。

記

1. 助成金の額

項 目	必要な助成金の額	概算払い	備 考
合 計	円	有・無	

※ 概算払い有りに○をした場合には、備考欄に予定時期と理由を項目毎に記載すること。

2. 振込先

【様式第24号】

省エネ型操業転換計画認定事業助成金交付決定通知書

番 号
年 月 日

補助事業者の
名称及び代表者の氏名 殿

事業主体の住所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け（ 番 号 ）で申請のあった貴組合（会）が行う省エネ型操業転換計画認定事業に係る助成金について、申請のとおり交付することを了承したので、漁船漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成19年3月30日付け18水管第4221号水産庁長官通知）第4の1の（1）のイに基づき通知します。

【様式第25号】

平成 年度省エネ型操業転換計画認定事業概算払請求書

番 号
年 月 日

事業主体の名称
及び代表者の氏名 殿

補助事業者
住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け（ 番号 ）で通知のあった交付決定通知書に基づき、下記のとおり概算払いにより支払いされたく、漁船漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成19年3月30日付け18水管第4221号水産庁長官通知）第4の1の（1）のウに基づき請求します。

記

（単位：円）

項 目	交付決定額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 (c)	残額 a-(b+c)	備考
合 計					

【別紙様式 26 号】

平成 年度省エネ型操業転換計画認定事業精算払請求書

番 号
年 月 日

事業主体の名称
及び代表者の氏名 殿

補助事業者
住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け（ 番号 ）で認定のあった本組合（会）が行った平成 年度の省エネ型操業転換計画認定事業について、別紙のとおり実施結果を報告したので、漁船漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成19年3月30日付け18水管第4221号水産庁長官通知）第4の1の（1）のオに基づき精算額として、金 円を請求します。

記

（単位：円）

項 目	交付決定額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 (c)	不要額 a-(b+c)	備考
合 計					

【様式第27号】

平成 年度省エネ型操業転換計画認定事業の助成金の額の確定通知

番 号
年 月 日

補助事業者の
名称及び代表者の氏名 殿

事業主体の住所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付けで貴組合（会）から提出のあった平成 年度省エネ型
操業転換計画認定事業精算払請求書の内容を確認した結果、平成 年度省エネ型操業
転換計画認定事業の助成金の額は金 円に確定したので通知する。
なお、精算額として、金 円を別途支払ったので併せて通知する。

【様式第28号】

計画策定等支援事業実施計画認定申請書

番 年 月 号 日

事業主体の名称
及び代表者の氏名 殿

補助事業者
住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年度の省エネ型操業転換計画認定事業の実施計画を下記のとおり策定した
ので、漁船漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成19年3月30日
付け18水管第4221号水産庁長官通知）第4の2の（1）のアの規定に基づき、
認定を申請します。

記

1. 平成 年度の事業方針

2. 経費の配分予定

経費区分	事業費	備考
合 計		

3. その他

【様式第29号】

計画策定等支援事業実施結果報告書

番 号
年 月 日

事業主体の名称
及び代表者の氏名 殿
水産庁長官 殿
(事業主体 経由)

補助事業者
住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付けで認定のあった平成 年度の計画策定等支援事業について、下記のとおり実施したので、漁船漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成19年3月30日付け18水管第4221号水産庁長官通知）第4の2の（4）の規定に基づき報告します。

記

1. 平成 年度の事業の概要

2. 経費の配分実績

経費区分	事業費	備考
合 計		

3. その他

※ 協議会運営者より提出された事業実施報告書の写しを添付すること。

【様式第30号】

計画策定等支援事業助成金交付申請書

番 号
年 月 日

事業主体の名称
及び代表者の氏名 殿

補助事業者
住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付けで認定のあった本組合（会）が行う計画策定等支援事業に係る助成金について、漁船漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成19年3月30日付け18水管第4221号水産庁長官通知）第4の2の（1）のエに基づき下記のとおり交付を申請します。

記

1. 助成金の額

項 目	必要な助成金の額	概算払い	備 考
合 計	円	有・無	

※ 概算払い有りに○をした場合には、備考欄に予定時期と理由を項目毎に記載すること。

2. 振込先

【様式第31号】

計画策定等支援事業助成金交付決定通知書

番 号
年 月 日

補助事業者の
名称及び代表者の氏名 殿

事業主体の住所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け（ 番 号 ）で申請のあった貴組合（会）が行う計画策定等支援事業に係る助成金について、申請のとおり交付することを了承したので、漁船漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成19年3月30日付け18水管第4221号水産庁長官通知）第4の2の（1）のオに基づき通知します。

【様式第32号】

平成 年度計画策定等支援事業概算払請求書

番 号
年 月 日

事業主体の名称
及び代表者の氏名 殿

補助事業者
住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け（ 番号 ）で通知のあった交付決定通知書に基づき、下記のとおり概算払いにより支払いされたく、漁船漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成19年3月30日付け18水管第4221号水産庁長官通知）第4の2の（1）の力に基づき請求します。

記

（単位：円）

項 目	交付決定額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 (c)	残額 a-(b+c)	備考
合 計					

【別紙様式 33号】

平成 年度計画策定等支援事業精算払請求書

番 号
年 月 日

事業主体の名称
及び代表者の氏名 殿

補助事業者
住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け（ 番号 ）で認定のあった本組合（会）が行った平成 年度の計画策定等支援事業について、別紙のとおり実施結果を報告したので、漁船漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成19年3月30日付け18水管第4221号水産庁長官通知）第4の2の（1）のクに基づき精算額として、金 円を請求します。

記

（単位：円）

項 目	交付決定額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 (c)	不要額 a-(b+c)	備考
合 計					

【様式第34号】

平成 年度計画策定等支援事業の助成金の額の確定通知

番 号
年 月 日

補助事業者の
名称及び代表者の氏名 殿

事業主体の住所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付けで貴組合（会）から提出のあった平成 年度計画策定等支援事業精算払請求書の内容を確認した結果、平成 年度計画策定等支援事業の助成金の額は金 円に確定したので通知する。

なお、精算額として、金 円を別途支払ったので併せて通知する。

【別添】

整理番号	
------	--

〇〇地域プロジェクト改革計画書

地域プロジェクト名称			
地域プロジェクト 運 営 者	名 称		
	代表者名		
	住 所		
計 画 策 定 年 月	年 月	計画期間	年度～ 年度

1 目的

2 地域の概要

※ 地域産業としての漁業の位置付け、漁業の概要等を記載

3 計画内容

(1) 参加者等名簿

※ 漁業関係、流通・加工、金融・経営等関係、地方公共団体、学識経験者等の別に記載

(2) 改革のコンセプト

<生産に関する事項>

<流通・販売に関する事項>

<支援措置（漁船漁業構造改革推進事業その他国庫助成事業、制度資金）の活用に関する事項>

(3) 改革の取組み内容

大事項	中事項	現状と課題	取組記号・取組内容	見込まれる効果(数値)	効果の根拠
			-		
			-		
			-		

<記入に当たって>

- ・「大事項」欄には、生産、流通・加工等、当該取組みが洋上ものか陸上のものかわかる事項名を記載すること。
- ・「中事項」欄には、省コスト化、漁船の合理化等、当該取組みがどのような効率化に係る取組かわかる事項名を記載すること。なお、複数の漁業種類の取組みを行う場合は、漁業種類ごとに記載すること。
- ・「見込まれる効果」欄には、改革の取組により見込まれる効果について、現状と比較した数値により記載すること。
- ・「効果の根拠」について当該欄への記載と別に、地域プロジェクトにおける検討資料等、詳細がわかる資料を別途添付すること。

(4) 改革の取組み内容と支援措置の活用との関係

① 漁船漁業構造改革総合対策事業の活用

取組 記号	事業名	改革の取組内容との関係	事業実施者	実施年度

<記入に当たって>

- ・ 「取組記号」欄には、(3) で用いた取組記号を記入すること。
- ・ もうかる漁業創設支援事業を実施しようとする場合であって、既に用船の公募を行っているときには、「改革の取組内容との関係」欄に船名、所有者名、総トン数等、可能な範囲で記載すること。

② その他関連する支援措置

取組 記号	支援措置、制度資金名	改革の取組内容との関係	事業実施者 (借受者)	実施年度

<記入に当たって>

- ・ 「取組記号」欄には、(3) で用いた取組記号を記入すること。
- ・ 「支援措置、制度資金名」の欄には、国産水産物安定供給推進事業、水産物流通構造改革事業、強い水産業づくり交付金の活用による水産物供給施設等の整備等、活用を予定する支援措置の名称を記入すること。

(5) 取組みのスケジュール

① 工程表

年度	19	20	21	22	23

<記入に当たって>

- ・ (3) における取組記号を用い、検討・導入期間を点線で、実施・普及期間を実線 ———— で記入すること。
- ・ 改革の取組みにより想定される波及効果についても、可能な限り記入すること。

4 漁業経営の展望

<経費等の考え方>

※ 漁業種類ごとに改革計画に参加する漁業者の操業の概要、収益の改善見込みとその考え方を記載すること。

<〇〇漁業>

(1) 収益性改善の目標

(単位：水揚量はt、その他は千円)

	現状	改革1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
収入 水揚量 水揚高 経費 人件費 燃油代 修繕費 漁具費 その他 保険料 公租公課 販売経費 一般管理費						
償却前利益						

※ 同一漁業種類であっても、改革計画に参加する漁業者の標準的な経営形態が複数パターンある場合には、それぞれについて作成すること。

※ 段階的に船団構成を改革する場合等の経営展望について、必要と考える資料がある場合には添付すること。

(2) 次世代船建造の見通し

償却前利益 百万円	×	次世代船建造 までの年数 年	>	船価 百万円
--------------	---	----------------------	---	-----------

※ 「償却前利益」は、改革5年目の数値、改革3～5年目の平均値等、目標達成時の見通しにより記載すること。

(参考) 改革計画の作成に係る地域プロジェクト活動状況

実施時期	協議会・部会	活動内容・成果	備考

(別紙様式例 1)

中央プロジェクト本部設置要綱

(設置)

第 1 ○○○【事業主体名】は、漁業改革推進集中プロジェクト中央本部（以下「中央プロジェクト本部」という。）を設置する。

(組織及び任務等)

第 2 中央プロジェクト本部は、漁船漁業改革推進集中プロジェクト中央協議会（以下「中央協議会」という。）及び事務局からなるものとする。

1 中央協議会

- (1) 中央協議会は、別表の 1 の委員をもって組織する。
- (2) 中央協議会に会長一人を置き、委員のうちから委員の互選によってこれを決めるものとする。
- (3) 会長は、中央協議会の議長となり、会務を総理する。
- (4) 中央協議会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合における会長の職務を代理する者を定めておかなければならないものとする。
- (5) 会長は、協議会に国又は地方公共団体の水産担当部局職員の出席を求め、助言及び指導を受けることができる。
- (6) 委員の任期は 3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (7) 委員は、再任されることができる。
- (8) 事業主体の長は、委員が破産の宣告を受け、又は禁固以上の刑に処せられたときは、その委員を解任しなければならないものとする。
- (9) 事業主体の長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認め、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができるものとする。
- (10) 中央協議会は、漁船漁業改革推進集中地域プロジェクトの作成する改革計画の審議及び認定を行う。
- (11) 中央協議会には、○○部会を設置する。
 - ① ○○部会は、別表の 2 の委員をもって組織する。
 - ② ○○部会は、○○○○に関し、専門的立場から中央協議会を支援する。

2 事務局

- (1) 事務局員は、別表の 3 のとおりとする。
- (2) 事務局は、漁船漁業改革推進集中プロジェクトを推進するために必要な事務等を行う。

(秘密保持義務)

第 3 ○○○（漁業者団体名）の役員若しくは職員若しくは中央協議会委員、事務局員、（専門部会委員）又はこれらの職にあった者は、漁船漁業改革推進集中プロジェクトの実施に当たり、中小漁業者、金融機関等から入手したプロジェクト対象者に係る財務資料等の情報を厳重に管理し、外部に遺漏しないようにしなければならない。

(別表)

1. 中央協議会委員、オブザーバー名簿
所属機関名 役職

氏 名

2. ○○部会委員名簿

経歴 専門分野 年齢

氏 名 実績等

3. 事務局員名簿

所属機関名 役職

氏 名

(別紙様式例 2)

〇〇地域プロジェクト設置要綱

(設置)

第 1 〇〇〇【地域プロジェクト運営者名】は、〇〇地域プロジェクト（以下単に「プロジェクト」という。）を設置する。

(組織及び任務等)

第 2 プロジェクトは、地域プロジェクト協議会（以下「地域協議会」という。）、事務局（及び〇〇中小漁業経営支援協議会）からなるものとする。

1 地域協議会

(1) 地域協議会は、別表の 1 の委員をもって組織する。

(2) 地域協議会に会長一人を置き、委員のうちから委員の互選によってこれを決めるものとする。

(3) 会長は、地域協議会の議長となり、会務を総理する。

(4) 地域協議会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合における会長の職務を代理する者を定めておかなければならないものとする。

(5) 会長は、協議会に国又は地方公共団体の水産担当部局職員の出席を求め、助言及び指導を受けることができる。

(6) 委員の任期は 3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(7) 委員は、再任されることができる。

(8) 地域プロジェクト運営者の長は、委員が破産の宣告を受け、又は禁固以上の刑に処せられたときは、その委員を解任しなければならないものとする。

(9) 地域プロジェクト運営者の長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認め、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができるものとする。

(10) 地域協議会は、〇〇地域プロジェクトにおける改革計画を作成し、中央協議会の認定を受けるとともに、認定された改革計画の実施に必要な指導・助言等を行う。

(11) 地域協議会には、〇〇部会を設置する。

① 〇〇部会は、別表の 2 の委員をもって組織する。

② 〇〇部会は、〇〇〇〇に関し、専門的立場から地域協議会を支援する。

2 事務局

(1) 事務局員は、別表の 3 のとおりとする。

(2) 事務局は、〇〇地域プロジェクトを推進するために必要な事務等を行う。

3 〇〇中小漁業経営支援協議会（必要に応じて記載）

別紙〇〇中小漁業経営支援協議会設置要綱のとおり。

(秘密保持義務)

第 3 〇〇〇（漁業者団体名）の役員若しくは職員若しくは地域協議会委員、事務局員、（〇〇部会委員）又はこれらの職にあった者は、漁船漁業改革推進集中プロジェクトの実施に当たり、中小漁業者、金融機関等から入手したプロジェクト対象者に係る財務資料等の情報を厳重に管理し、外部に遺漏しないようにしなければならない。

(別表)

1. 地域協議会委員、オブザーバー名簿
所属機関名 役職

氏 名

2. ○○部会委員名簿

経歴 専門分野 年齢

氏 名 実績等

3. 事務局員名簿

所属機関名 役職

氏 名